

水の都ひろしま

京橋川オープンカフェ(右岸)(A区画)

独立
店舗型

出店者募集



「水辺のオープンカフェ」は、「水の都ひろしま」づくりの取組の一つとして実施しているものです。京橋川では、広島駅と八丁堀の間に位置する河岸緑地を民間の事業者に開放して、そのノウハウや活力を導入した「京橋川オープンカフェ」として運営しています。

「京橋川オープンカフェ(独立店舗型)」は、河川空間で民間事業者による常設店舗を設置した全国初の取組であり、平成17年(2005年)10月に開業して以来、継続して実施してきました。

この度、京橋川オープンカフェ右岸の1店舗の契約終了に伴い、次期出店者を募集しますので、出店を希望される方は、募集要領をご覧ください。

なお、本事業は、公共空間を活用する事業であるため、「まちづくり」や“周辺環境への配慮”の観点から、店舗設置や営業等に一定の制約があります。



「水の都ひろしま推進協議会」

市民団体、経済・観光団体、学識経験者、行政(国・県・市)で構成

京橋川オープンカフェ(右岸)(A区画) 独立店舗型 出店者募集の概要

主な募集内容

- 〔実施場所〕 広島市中区橋本町 11 番河岸緑地 (橋本町厳島神社～稲荷大橋間)
〔募集対象者〕 店舗区域及び交流ゾーン区域においてオープンカフェを営業する事業者 (現出店者から既存店舗を譲渡又は事業者において店舗を建築)
〔募集区画〕 以下の配置計画図における、店舗区域：約 52 ㎡、交流ゾーン区域：約 33 ㎡

主な出店条件

- 〔出店期間〕 3年ごとに出店者の営業状況を評価し、支障がないと認められる場合は、営業の継続を認める。最長で 20 年間まで営業可
〔営業時間〕 午前 7 時から午後 11 時までの範囲内
〔営業許可の種別〕 食品衛生法に基づく飲食店営業その他必要な業種の許可を取得すること (ただし、店舗は、飲酒を主体としない業態とすること。)
〔店舗の構造〕 平屋建
〔店舗の新築等〕 建築基準法及び関係法令に適合させるとともに、募集要領に掲げる事業コンセプトに沿うものとする
〔建築・設備工事などの費用負担〕 出店者が負担
〔出店者会の結成〕 出店者は他の出店者と共に「出店者会」を結成し、自主的な企画・運営による活動を実施すること
〔環境保全等〕 騒音対策など周辺環境に配慮するとともに、河岸緑地の適正な管理に努めること
〔事業協賛金等〕 事業協賛金等として、1㎡当たり、建築物占用部分は 13,090 円/年 (河川使用料を含む。)、その他の占用部分 (広場区域) は 2,400 円/年を納付 (申出により分割納付の相談可。) また、契約時に保証金として 100 万円の納付 (無利息) が必要
※ 詳細の内容は、募集要領をご覧ください。(入手方法は以下のとおり)

募集期間・応募方法・選定方法

- 〔募集期間〕 令和 8 年 2 月 24 日 (火) から同年 6 月 12 日 (金) まで
〔応募方法〕 応募書類を郵送 (配達証明付き書留郵便に限る。) 又は持参 (土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間) により、令和 8 年 5 月 22 日 (金) から同年 6 月 12 日 (金) まで (必着) に水の都ひろしま推進協議会事務局 (広島市経済観光局観光政策部内) へ。応募書類と募集要領は同事務局で配布 (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間) するほか、広島市ホームページからもダウンロードできます。
〔掲載場所〕 広島市ホームページ総合トップページ
⇒ 観光・文化・スポーツ ⇒ 観光 ⇒ 観光戦略・MICE
⇒ 「水の都ひろしま」づくりの推進
⇒ 京橋川オープンカフェ(右岸)(A区画)の出店者を募集します
〔選定方法〕 一次審査 (書類審査) 及び二次審査 (面接審査) により選定



お問合せ先

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 水の都ひろしま推進協議会 事務局
(広島市経済観光局観光政策部内) 電話：082-504-2676、FAX：082-504-2253

配置計画図

